

令和6年6月19日

こうのとりのゆりかご専門部会御中

「こうのとりのゆりかご」第6期検証報告書に関する質問

医療法人聖粒会 慈恵病院
理事長 院長 蓮田健

入梅の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて先日ご発表になりました『「こうのとりのゆりかご」第6期検証報告書』を拝読いたしました。理解や同意をできない部分が複数箇所ございました。過去の検証報告書にも同様の傾向が認められ疑問に思いつつも、現場のご経験をお持ちでない方々の無理解に基づくご意見と考え、これを受け流すように努めてまいりました。

一方、専門部会委員の交代がなされたことで、今後は建設的なご意見を伺えるものと期待しておりました。しかしながら第6期検証報告書の内容は、これまでの報告書を踏襲したもので方針の変更が認められません。

「こうのとりのゆりかご」はドイツのベビーボックスをモデルにスタートしたシステムです。ここでは親の匿名性は守られます。その他の国々でも匿名性を保証して運営されています。貴専門部会は報告書の中で親の匿名性を拒絶なさっているようですが、それがベビーボックスのシステムそのものを理解なさっていないことに起因するのではないかと危惧します。

第三者による検証がなされるとき検証者の理解は前提条件です。失礼ながら私は委員の皆様への理解度に疑問を持っております。そこで委員の皆様のお考えを伺いたく下記の質問をさせていただきました。ご多忙の中恐れ入りますが、何卒よろしく願いいたします。

なお、ご回答につきましては今年度2回目の専門部会(令和6年秋頃)の際に文書をもっていただければ幸いです。赤ちゃんの遺棄・殺人の問題とその予防策を社会全体で考えていただくために、本質問状および貴専門部会からのご回答内容につきましては、報道機関を始め広く社会に公開させていただくことを前提としております。

注：以下の文中における頁数は「報告書 全体版 本編」のものを指しております。

また、「こうのとりのゆりかご」は「ゆりかご」を以て表記いたします。

記

(1) 「ゆりかご」や内密出産において産んだ母親の匿名性を容認なさいますか。

報告書には下記の記述がございます。

- ・「最後まで匿名を貫くことは容認できない」(59 頁)
- ・「(内密出産においても)実名化が必要である」(59 頁)
- ・「慈恵病院のホームページでは、ゆりかごを『匿名で赤ちゃんをお預かりする窓口』と説明しているが、(中略)これまでの運用で誤解されている点であり」(56 頁)

前述いたしました通り、当院の「ゆりかご」はドイツの先行事例を参考にしております。ドイツでは匿名を前提として赤ちゃんが預け入れられます。またドイツの内密出産におきましては出自証明書と呼ばれるものが作成されますが、その開示にあたりまして、仮に実母が同意しない場合、その判断は裁判所に委ねられます。つまり、必ずしも出自情報の開示が保証されているわけではないのです。

実親の匿名性を否定することは、「ゆりかご」や内密出産のシステムそのものを否定することになります。また貴専門部会の位置づけが『「ゆりかご」否定・廃止専門部会』になってしまい、その存在意義自体が問われかねません。そもそも「ゆりかご」に対する第三者検証委員会は、「ゆりかご」のシステム容認を前提としているはずです。これは「ゆりかご」に看過できない不条理が発生しない限り変更されるものではないと理解しております。

私どもが匿名性を容認するのは赤ちゃんの遺棄や殺人を防ぐためです。遺棄・殺人に至る女性たちの動機は妊娠・出産の秘匿です。特に家族に知られてしまうことを強く恐れています。ですから匿名性を保証することで安心して病院を頼れるようなシステムにしております。匿名性と引き換えに赤ちゃんの生命や健康を確保しようとする試みです。このような「ゆりかご」の原点をご理解いただきたく存じます。

なお 56 頁では、当院がホームページ上で謳っております匿名性の保証を行っていないかのような記述がなされております。当院は預け入れ者に対して赤ちゃんのための情報提供を提案しております。しかし預け入れ者がこれを拒否した場合には、その意向を尊重し、情報収集を行っておりません。また仮に情報を得たとしましても、情報提供者が行政等第三者への情報提供を拒んだ場合には、その意向を厳守しております。この点につきましてもご理解いただければ幸いです。

(2) 「ゆりかご」や内密出産の代替方法をご教示ください。

報告書には「ゆりかご」や、これを利用する女性たちの行動に対して批判的な文言が並べ

られています。しかし匿名性を強く求め、時として命がけの孤立出産を行う女性たちに対して、匿名性の保証をせずになし得る有効な支援方法は存在するのでしょうか。

私どもは孤立出産する女性たちへの対応に関し、いくつかの苦い経験をしております。彼女たちに身元情報の開示につながる提案をしますと、以後女性たちが連絡を拒絶する事例が複数ございました。医療施設での診察・出産、家族や行政への相談、陣痛発来時の救急車要請などは確かに理にかなった真つ当な行動です。しかし、ごく少数ながら、それらの行動をできない妊産婦が存在します。そのような方々に対して次善の策を提供するのが私どもの活動です。

産婦人科未受診、孤立出産、出産直後の長距離移動などは決して推奨されるものではなく、批判の対象になることは理解しております。しかし赤ちゃんの遺棄や殺人を回避するために比較的小さなリスクを容認するのが基本的な考え方です。それは時として私どもにも批判の矛先が向けられるわけですので、私どもに取りましてもリスクのあることですし、各事例におきまして苦渋の決断を伴います。お互い安易ではございません。

一方、匿名性を容認せず孤立出産を始めとする女性たちの行動を否定すれば、彼女たちは支援者の接触を拒絶し孤立を深めます。これは赤ちゃんの遺棄や殺人につながりかねません。子の出自を知る権利等を訴えることは、一見すると赤ちゃんのための正論に思えますが、その結果母子に接触すらできなければ、結果として赤ちゃんを見捨てていることとなります。まずは命と健康の確保が優先されます。

子どもの権利条約の第7条では子どもの出自を知る権利が謳われていますが、第6条では子どもの生きる権利が述べられています。この点につきましてもご理解いただきたいと思えます。

最後になりますが、委員の皆様と私との間で認識に大きな開きが生じている可能性につきまして申し添えさせていただきます。仮に「ゆりかご」や内密出産がなかった場合、皆様は孤立妊娠女性が最終的には医療機関や周囲に助けを求めると推測なさっているように拝察いたします。しかし私は遺棄・殺人に至る危険性を重視します。これは過去の裁判経験を踏まえてのことです。「どんなに妊娠を隠していても陣痛が来れば音を上げて誰かに頼る」という楽観的な見通しをできなくなりました。詳細は割愛させていただきますが、「ゆりかご」の女性たちと事件の女性たちには共通点が多く、場合によっては事件に至ってしまう可能性がある紙一重の状況です。

（3）虐待死2件につきまして検証し再発防止策を提言なさるご意向をお持ちでしょうか。

家庭に引き取られた32事例(26頁)のうち2事例で子どもが虐待死に至っています。私はこれらが偶発的に生じたものではなく、「ゆりかご」を利用する女性たちが置かれている危機的状況を反映したものと考えます。それには私たちの経験に基づく根拠があります。

内密出産で出産した女性の中には匿名性を撤回し、自ら我が子を育てる事例があります。私たちはこれら母子のその後の支援を試みましたが、しかしながら不十分な結果に至る事例が続出しました。彼女たちの持つ特性や家族との関係の悪さを考える時、支援者が余程の覚悟と行動力、忍耐力を持っていなければ、母子が心の平和を抱きながら生きることは困難です。少なくとも現行の公的支援はあまりにも脆弱で力が及びません。

かつて私どもは匿名性を撤回して自ら子を養育する女性たちに拍手喝采しておりました。しかし、今となりましては現実を理解せず予測力に乏しい者の無責任な行為であったと反省しております。虐待死に至らずとも、精神的な緊張状態に置かれてしまう子どもたちのことを考えますと、乱暴な申し上げ方かもしれませんが、「こんなことなら匿名のまま特別養子縁組で育てられた方が良かった」と後悔する経験を少なからずいたしました。「ゆりかご」や内密出産を利用する女性たちの孤立度は一般的な特定妊婦とは異なり、深刻です。その現実をご理解いただきたく存じます。

32 分の 2 という虐待死の発生頻度は高率です。今後 3 人目の死者が発生する可能性を否定できません。2 事例を検証することにより関係者がどのような再発防止策を講じるべきか検討する必要があると考えますが、この点につきましてのご見解をお願いいたします。

（４）貴専門部会は「ゆりかご」を利用する女性の同意がない社会調査についても推奨なさいますか。

過去には児童相談所が実親の同意に基づかない、半ば強引とも思えるような社会調査を行った事例がございます。例えば下記のようなものです。

- ・預け入れ児の着衣に装着された販売店の情報から実親の情報をあきらかにした。
- ・慈恵病院の駐車場にとめてあった車のナンバープレート情報を運輸局に問い合わせた実親の身元情報を明らかにした。

これらの行為は警察など捜査機関に許されるもので、本人の同意のないまま行うのは、プライバシーの侵害、越権行為と見なされかねません。62 頁では「身元調査のために引き続き調査を徹底」と述べていらっしゃいますが、実親の同意がない社会調査につきましても推奨なさるのでしょうか。

（５）貴専門部会は母子のプライバシーに関わる検討会の設置を推奨なさいますか。

48 頁、62 頁では当院が虐待死事例を公表したことを問題視なさっています。当事者の同意を得ずに公表なさっていることを問題なさっているようです。この点につきまして、私は

時間をかけてご説明と議論を尽くすべきと考えております。

一方、上記(4)のような事態も発生しております。これらを含めて「ゆりかご」、内密出産におけるプライバシーの問題をテーマにした検討会を設置すべきではないかと考えますが、貴専門部会のご意向をお伺いできますでしょうか。

(6) 子どもに提供すべき「出自」を具体的にご説明ください。

報告書では出自を知る権利の重要性が強調されています。実親や支援者たちが提供しなければならない出自情報とはどのようなものなのか具体的にご教示ください。例えば実親の名前や住所、妊娠のいきさつなどでしょうか。あるいは実親の後ろ姿の写真だけでも足りるのでしょうか。

失礼ながら、出自を知る権利を強調されながら、子どもにとって不可欠な出自情報を委員の皆様は定義づけなさっていないのではないかと疑念がございます。

(7) 「安易」な預け入れとはどのような状況を指すのでしょうか。

64 頁には「ゆりかごへの安易な預け入れに対する警鐘」との文言がございます。ここでご指摘になっている「安易な預け入れ」とは具体的にどのような状況を指すのでしょうか。

私どもの経験では、実親自身は人生における限界点を感じ必死の思いで当院にたどり着きます。それが例え不倫であったとしましても、戸籍の問題であったとしましても実親にはその対応能力や環境が備わっていないのです。ですから仮に他者から見て安易と思えたとしましても、本人の事情も分からずに軽々と安易という文言を使用すべきではないと考えます。

(8) 貴専門部会が「このとりのゆりかご」を利用する女性たちを混乱させている責任につきましてご見解をご教示ください。

今回の検証報告書が公開された後に、当院に匿名での預け入れ事例が発生しました。ところが当該女性は「ゆりかご」の扉を開けることなく、「ゆりかご」の横に設置されているインターホンを押しました。これは通常の手続きではございませんので、ご本人に真意を伺いましたところ、報告書の中の文言が影響していることが判明いたしました。この女性は下記の内容を述べています。

「(ネットで) 本当は匿名というのはやめてほしいみたいなことが書いてあって、(中略) それを見てどうしていいかわからなくて、とりあえず(ブザーを)押して話を聞いてみました」

私は実親と面会できたことは良かったと受け止めておりますが、「ゆりかご」というセーフティネットに対して疑念や不安を感じさせるようなご発信は控えていただきたいと考え

ております。ちなみに事件では女性たちのネット検索履歴が明らかにされますし、検索理由を警察官、検察官、弁護士が問いただします。その結果、過去には赤ちゃんポストを解決の選択肢としてあげた被告女性の存在も明らかになりました。皆様のご発信が女性たちの行動に影響を及ぼしうることをご理解ください。

(9) 安部部会長の現時点のご方針につきましてご教示ください。

過去の検証会議におきまして、安部会長から下記のご発言がございました。

- ①専門部会は赤ちゃんが安全に預け入れられたかどうかを検証するものであり、その他の事項については踏み込まない。
- ②「ゆりかご」を訪れる女性たちに出自証明書等の身元情報を求めることは、女性たちが「ゆりかご」を利用する敷居を高くしてしまうことにつながるのでは如何なものか。

報告書では出自に関する文言を複数箇所お見受けします。①のご方針とは異なるようです。また、②のご発言につきましては私どもが反省し「ゆりかご」の原点に立ち戻るきっかけとさせていただきます。以来、女性への聞き取りに際しましては、より慎重に臨むようになりました。このご助言につきましては深く感謝申し上げます。

しかしながら報告書に記述されているご方針は②と矛盾するもので理解に苦しみます。

(10) 第6期検証報告書の中で述べられているご見解は、現委員のご総意と理解してよろしいでしょうか。

第6期検証報告書を拝読しますと、文中の表現が過去の検証報告書のものとは一致あるいは類似している箇所を複数認めます。しかしながら報告書の末尾(67頁)には現委員5名のお名前しか記載されていません。

第5期検証報告書が公開された令和3年6月30日の後に委員交代がなされました。つまり第6期検証報告書の対象期間において、前委員ご担当の時期と現委員ご担当の時期が存在します。

私が過去2年間に伺いました現委員のご発言と第6期検証報告書の中で述べられているご見解には矛盾点が認められます。私の推測ですが、第6期検証報告書の中には前委員のご見解に基づく部分が少なからず存在し、必ずしも現委員のご見解ではないのではないのでしょうか。

しかしながら67頁を拝見しますと文責者が現委員のようにも受け取れます。第6期検証報告書のご見解が現委員のものであるのか、あるいはご担当時期が分れていたため前委員のご見解の部分が存在するものかをご教示いただけますでしょうか。

「ゆりかご」を訪れる母子たちは、その孤立度や置かれている危機的状況が最も深刻な集団です。それだけに通常の相談・支援では母子の保護は叶いません。現委員の皆様がどのような展望の基に提言なさっているのかを理解する上で、この点は重要と考えております。

以上